



経済政策の規制的基本目的

野尻, 武敏

(Citation)

国民経済雑誌, 109(4):19-39

(Issue Date)

1964-04

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00168015>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00168015>



経済政策の規制的基本目的

——とくに正義について——

野 尻 武 敏

ここに規制的基本目的とは、理念上は経済のそとにあるが現実には経済生活のそのうちにも実現を要求し、したがって経済政策もまたこれを考慮せざるをえない倫理的な基本価値をさす。こうしたものとして、わけても人格たる人間の自己実現に求められる自由と正義が問題となる。前稿（本誌 108 巻 1 号）ではとくに自由をとりあげた。本稿は正義について、比較的新しい政策論上の文献を中心に私なりの整理を試みようとするものである。

I 経済政策論と正義の問題

1) 正義は「社会の親柱」とは A. Smith の著名な言葉だが、どの経済体制も「そのときどきに公正と考えられる所得¹および財産分配と矛盾しては存続しえない」とは、Surányi-Unger の今日の確認である。経済理論でもその中心をなしてきた価値論は、もともと交換の正義の議論に発し、古代・中世を通して *verum pretium* や *iustum pretium* の基礎づけをめぐる展開されてきたものであり、今日でもその生立ちの正義論との縁をまったくは断つことはできない。経済政策論では、このことはいっそう顕著になる。例えば Th. Pütz は、正義規範を経済生活の「概念構成要素」となして政策論をたて、K. E. Boulding の『経済政策原理』は、経済的な進歩・安定および自由とともに「経済的正義」を経済政策の基本目的の一つに掲げ、おもに分配の正義を取上げている。²ここに最近の一般経済政策論のうちから二つの点に注目しよう。

2) まず、従来とも経済政策論で問題となった正義は交換および分配の正義であるが、最近は社会的正義といった目標がたてられることも少くない。社会的正義 *iustitia socialis* とは比較的新しい用語であるが、それが正義概念の伝統的な三分区 — *iustitia*

1 Theo Surányi-Unger: Die philosophischen Grundlagen wirtschaftspolitischer Zielsetzungen. in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N. F., Bd. 18, 1960, S. 111.

2 Th. Pütz: *Theorie der allgemeinen Wirtschaftspolitik und Wirtschaftslenkung*, Wien 1948, S. 85.; K. E. Boulding: *Principles of Economic Policy*, Printice-Hall, INC., 1958, p. 83ff.

legalis, iustitia distributiva, iustitia commutativa — で蔽いうるものかどうか、概念区分についてはまだ定説はない。生存権や労働権の保障要求と結びついて、元来、資本主義社会の民衆の声に発した言葉である。だがその実体には広汎な一致がみられる。

H. G. Schachtschabel その他の検討によれば、諸家の見解を通じ、社会的正義は根本において「万人に平等の人間品位の承認」を意味し、したがってそれはまず「人間品位に関して平等を達成せんとするもの」である。第二に、それは「とりわけ社会経済の領域にむけられて、とくに(社会経済勢力の)平衡化」と「社会的生産物の公正な分配」をめざすものである。³ いま一つ第三の性格を加えるならば、社会的正義は、それがおもに社会経済にかかわることによって、従来のどちらかといえば静態的な正義概念に比して「動態的な性質」も有する。⁴ この点について例えば J. Messner は、「それは単に社会的生産物の公正な分配を求めるだけでなく、社会経済協働に加わる諸集団に、共通善、その確立と確実な展張、社会的ならびに経済的な進歩に必要な貢献を求めるものである」⁵と力説している。

3) 最近の経済政策論では正義はまたしばしば、経済諸体制の比較考察の角度から問題とされる。若干の例を示しておこう。

自由主義経済を自由、社会主義経済を正義もしくは平等によって特徴づけ、前者では正義あるいは平等が、後者では自由が損われると見るのは、よくとられる見方である。例えば F. Klezl-Norberg は、諸体制の比較検討を通して「自由主義は平等を犠牲にした自由のユートピア、社会主義は自由を犠牲にした平等のユートピア」と帰結し、自由

3 H. G. Schachtschabel: Der Wandel des Gerechtigkeitsbegriffes. in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N. F., Bd. 18, 1960, S. 89, 91.; Vgl. auch Pütz: *Theorie, a. a. O.*, S. 112; H.-J. Seraphim: *Theorie der allgemeinen Volkswirtschaftspolitik*, Göttingen 1955, S. 247.

なお、Schachtschabel は社会的正義をめぐる正義の概念区分について、四群の見解をわかし、それぞれつぎのような代表者をあげている (*a. a. O.*, S. 77ff.). ①社会的正義を結局は「法律的正義」と同じものと見る人人……A. Vermersch, E. Génicot, A. Horváth, H. Weber, P. Tischleder, M. S. Gillet, O. Schilling, B. H. Merkelbach, J. B. Schuster, G. Ermecke など。②社会的正義は「法律的正義」と「分配的正義」の両者を包括すると見る人人……

H. Pesch, E. Welthy, J. A. Ryan, F.-A. Utz, J. Newman, J. F. McDonell など。

③社会的正義は「法律的正義」「分配的正義」「交換的正義」の三者すべての性質を包含すると見る人人……B. Mathis, F. Cavallera, A. Schrattenholzer, J. Kleinhapfl, L. Tapparelli, W. Weddingen など。④社会的正義は伝統的な正義の三区区分では蔽いえない新たなものと見る人人……J. Messner, A. Schmitt, J. Pieper, A. Retzbach, C. Hentzen, G. Gundlach, O. v. Nell-Breuning, B. Molitor など。

4 O. v. Nell-Breuning: *Iustitia socialis*. in: *Wörterbuch der Politik*, Heft III, Freiburg i. Br. 1949, S. 34 ff.

5 J. Messner: *Das Naturrecht*, 3. Aufl., Innsbruck-Wien-München 1958, S. 381.

と平等の意識的統一をめざす一方として W. Röpke のいわゆる「第三の道」を吟味する。⁶ E. Heimann も同様の抱えかたにたつて「自由と平等の融和」の体制を求め、とくに経済政策の基本目的の一つとして正義を取扱った A. Paulsen や J. Werner の著作も、立論に違いはあっても類似の見解に導かれる。⁷ 体制に関し統合ではなくて二者択一の立場をとるものだが、F. A. Hayek の最近著もこの線の解釈に入れえないことはない。自由と両立しうる平等は「法の前での平等」以外にはなく、分配の正義の実現を政策的に意図するや結果は必ず強制の体系とならざるをえない、自由体系に求めうる正義はせいぜい交換の正義にとどまる、というのが彼の結論である。⁸

ここに一部はすでに示されているように、自由主義体制を交換の正義に、社会主義体制を分配の正義に結びつける抱え方も少くない。すぐ見るであろう W. Weddigen の独自の見解もこれと関係を有し、ある意味ではマルクス主義の見方もそうだとはいえるが、⁹ W. B. Gallie の所説がそれを代表するものと考えられる。だが政策論でもっと広く見られるのは、広義の分配の正義をその基準によって貢献原則 *Leistungsprinzip* と必要原則 *Bedarfsprinzip* とに分ち、諸体制の比較評価に用いる手法である。これはマルクス主義において社会主義と共産主義を区別する標識とされたところであることは周知のごとくだが、今日の政策論では前者をもって自由主義経済、後者をもって社会主義経済を特徴づけるのが普通である。例えば、Th. Pütz がそうであり、Surányi-Unger も、貢献原則による正義を *austeilende Gerechtigkeit* (または *distributive justice*)、必要原則に則るそれを *ausgleichende Gerechtigkeit* (または *equalitarian justice*) と、多少異った表現を用いるにしても、帰するところは同じである。「公正な分配」に「社会経済的正義本来の問題」を見いだす H.-J. Seraphim も、上記二つの分配基準をもって

6 F. Klezl-Norberg: *Die geistigen Grundlagen der Staats- und Wirtschaftsformen*, Wien 1950, bes. S. 28-9.

7 E. Heimann: *Vernunftglaube und Religion in der modernen Gesellschaft*, Tübingen 1955, S. 214-17 („Freiheit und Gleichheit“); A. Paulsen: *Soziale Gerechtigkeit als Wertnorm der Wirtschaftsordnung*, München 1948.; J. Werner: *Wohlstand, Freiheit und Gerechtigkeit*, Zürich - St. Gallen 1951.

8 F. A. Hayek: *The Constitution of Liberty*, London 1960, esp. p. 85-102 (“Equality, Value and Merit”), p. 231-33 (“The Rule of Law and Distributive Justice”), p. 440-41.

9 W. B. Gallie: *Liberal Morality and Socialist Morality*. in: *Philosophy, Politics and Society*, ed. by P. Laslett, Oxford 1956, p. 123-25, quoted by Hayek, op. cit., p. 440.

10 Pütz: *Die gerechte Einkommensverteilung als Problem der theoretischen Wirtschaftspolitik*. in: *Naturordnung in Gesellschaft, Staat, Wirtschaft* (Festgabe für J. Messner), Innsbruck-Wien-München 1961, S. 634, 37.; Theo Surányi-Unger: *Die philosophischen Grundlagen, a. a. O.*, S. 111-13.; ders: *Comparative Economic Systems*, New York - London 1952, p. 138-49 (“Distributive and Equalitarian Justice”).

経済諸体制の類別および評価視点の一つとなしており、Boulding の「経済的正義」の議論にも、¹¹ 両原則による体制区分が予定されている。

これらにたいし、Weddingen の説くところはいっそう総括的で体系的である。彼はまず、人間共同生活の規律に不可欠なしたがって普遍不易の正義の種別として、法律・分配および交換の正義を指摘して最も伝統的な正義論の諸原理を基礎におく。ついで、社会経済現実の形成におけるこれら三種の正義の比重や意義に差異をもたらす「事実前提」として、とくに Einzelwirtschaftskönnen の重視と Gemeinschaftswollen の強調との二つの精神態度を区別し、前者に应ずる正義観念を Individualgerechtigkeit、後者に裏うちされるそれを Kollektivgerechtigkeit と称し、これをもって自由市場経済と集産管理経済とを倫理的に特徴づける。すなわち彼によれば、自由市場経済では個人的正義観念が支配し、そこではなによりも交換の正義が優位して他の二つの正義も個人的な相互給付の観点から考えられるが、集産管理経済にあっては集合的の正義観念が支配し、ここでは法律ならびに分配の正義が優位して交換の正義も全体的規制（例えば価格公定）のもとに把えられる。そして彼は、両体制に生じてくるべき諸困難を吟味したのち、Individualgerechtigkeit と Kollektivgerechtigkeit との一種の統合——社会経済における自由と拘束、あるいは水平的平衡と垂直的平衡とを統合すべき正義観念——をとくに Soziale Gerechtigkeit と称し、その実現を彼のいわゆる sozial gelenkte Marktwirtschaft のうちに期待する。¹²

4) 手許の資料によってみても、議論はこのように多岐にわかれる。だがこの事実はただちに、相対主義的悲観論を理由づけることにはならないだろう。いまなお各様の議論が存在するという事実は、社会生活の指導理念として正義そのものはいついかなる場合も実在し実在せざるをえないということをもまた物語る。こうして例えば、とくに「正義概念の変化」を強調しその跡を追った Schachtschabel も、Pütz や E. Brunner などと共に、正義規範それ自体は人間社会生活の「恒常的、基礎的、客観的原理」 das Konstante, fundamentale und objektive Prinzip であることを再確認している。そして彼はいう。このことは「正義に関する観念や思惟、ならびに現実へのその具体的定着がまったく可変的に現象する」事実となんら対立するものではない、と。それに、¹³ 「社会

11 Seraphim: *Theorie, a. a. O.*, S. 248-9.; Boulding, *Principles, a. a. O.*, S. 83 ff., bes. S. 85-6, 90.

12 W. Weddingen: *Gerechtigkeit und Wirtschaftsordnung*. in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 162, 1950, bes. 111-14, 117-27.; ders.: *Wirtschaftsethik*, Berlin 1951, S. 125-28.

13 Schachtschabel: *Der Wandel des Gerechtigkeitsbegriffes, a. a. O.*, S. 59-62.; Vgl. auch Pütz: *Theorie, a. a. O.*, S. 110-11.; E. Brunner: *Gerechtigkeit. Eine Lehre von den Grundgesetzen der Gesellschaftsordnung*, Zürich 1943.

的正義」の概念についても附言したごとく、立論や概念規定の多様性にもかかわらず、今日注目される事実内容にはいろんな点で一致も存在する。以下これらの共通点を中心に、正義の理念とそれが社会経済にかかわって生じてくる基本的な諸相を尋ね、経済秩序政策や体制比較に必要な若干視点を求めることに努めよう。

Ⅱ 正義の理念と平等

正義の一般理念 正義の一般規定には自由のそれよりも広く意見の一致が存在し、遠く中世から古代にさかのぼる諸規定がいまでも生きている。正義はいつでも、人間共同生活において個々人ないし諸集団に当然帰属すべきものに関して問題となる。¹⁴それはまず社会生活の諸関係を律する整序規範であり、古くから、「正義とは社会が人々を相互に、また共同の生活に結びつけ保持する原理」(Cicero)といわれ、「人々の間の全秩序の共通の基礎」(St. Thomas)といわれ¹⁵る。経済学者たちが正義は社会の「親柱」(A. Smith)といい、社会生活の「基礎原理」(Schachtschabel)とのべたのも、同じ事実をさす。

正義はつぎに、おのおのに当然帰属すべきものに関して問題となり、正義一般の規範原則はよく「各人に各人のものを与えること」*suum cuique tribuere*,あるいは端的に「各人に各人のものを」*suum cuique* という規定をもって示される。¹⁶ローマ法家 Ulpianus の定式化になるものといわれる。先にみた経済学者のうち、この規定を貢献に応じての分配の正義に局限する Surányi-Unger を別にすれば、¹⁷他は殆ど例外なくそれを正義一般の原則規定となしている。

14 正義問題を人人の不満や義憤といったものから心理学的に説明してゆく経済学者たちにおいても、結局は同じことである。前掲の Boulding の著作もそうだが、例えば次のようなものを見ていただきたい。Th. N. Carver: *Essays in Social Justice*, Cambridge 1915; J. A. Hobson: *Economics and Ethics*, Boston - New York - Chicago 1929.

15 Cicero: *De officiis*, Lib. I cap. 7.; St. Thomas: *Summa Theologica*, II II q. 58 a. 2 et a. 8 ad 3.

16 G. del Vecchio: *Die Gerechtigkeit*, 2. Aufl., Basel 1950, S. 75.; Vgl. Schachtschabel: *Der Wandel, a. a. O.*, S. 69.

17 例えば Weddigen は明示していう。「正義とは(最広義の) sittliche Rechtsordnung にしたがって、各人に『彼のもの』すなわち権利を与えんとする」ものである、と。(Weddigen: *Gerechtigkeit, a. a. O.*, S. 110)

正義はまた、いつでもなんらかの仕方で「平等」または「均等」*aequalitas*の原則と関係づけられる。古代ギリシャの哲学者いらいのことである。平等は正義の規準をなし、正義の理念を性格づける第三の要因と考えられる。¹⁸経済学者たちの所説においても正義理念はまた例外なく平等規準と結びつき、ことにさきの Surányi-Unger は「正義は平等原則に関係づけるのが最も伝統的」という観点から、専らこの平等規準から立論している。¹⁹

以上のようなとすれば、正義はこれを一般に、なんらかの平等規準にしたがって各人に各人のものを与え、もって人間社会関係の整序を目ざす倫理規範といえよう。とすればここではまず、おのおのに当然与えらるべき「彼のもの」*suum*, すなわち権利が予定されることになる。だから Messner は「正義は権利に基づくのであって権利が正義に基づくのではない」といっている。²⁰正義がなによりも法理論の中心問題をなしてきたのも当然のことであろう。けれども正義が権利もしくは法 *Recht* に基づくものであるとしても、それは必ずしも実定法ないし実定法上の権利であることを意味しない。実定法そのものが、形式ではなくて内容、その規範拘束力についてみるかぎり、「命令されたゆえに法」*ius quia iussum* なのではなく「正当なるがゆえに法」*ius quia iustum* でなければならない。²¹つまり実定の法 *ius positivum* はそれを超える自然の正義 *iustitia naturalis* を、自然の正義は自然の法 *ius natuvalle* を予想する。ことに「社会的正義」は自然法を予定せずには成立しえない。それは元来、現実の実定秩序にたいし万人に平等の生存権と労働権の保障を求める要求に発した概念だからである。社会的正義を求めるものは、おのずから自然法の徒である。

人間の平等と不等 自然法とは人間本性の傾き、その本性に鑲刻された法をさ

18 Vgl. E. Welty: *Herders Sozialkatechismus*, I, *Grundfragen und Grundkräfte des sozialen Lebens*, Freiburg 1951, S. 236 ff. なお Welty は、正義規範の構成要素として、①der „Andere“ als Zielpunkt, ②das Geschuldete als Gegenstand, ③die Gleichheit als Mass. の三つをあげている。われわれの性格づけも、ほぼこれに対応する。

19 Surányi-Unger: *Comparative Economic Systems*, p. 139 ff.

20 Messner: *Naturrecht*, S. 374.

21 ダントレーヴ著、久保正幡訳『自然法』1952年、95-6, 118-9頁。

す。そして社会的正義は、既にみたごとく、すべて人間は人格たるその本性的地位において平等であるとの承認を基礎におく。とすれば、それはすでにかか
る「最高の倫理規範」を前提し、「例えばニーチェの超人の倫理的理想のごとき
とは始めから両立しえないであろう」。²² R. Darendorf の表現をかりて再言す
れば、社会的正義は Rang der menschlichen Existenz に関しての万人の平等、
すなわち「人間はすべて『人間として』、つまりは『人間たるその地位におい
て』平等である」との承認にたつ。²³ 換言すれば、人はすべて人格として平等で
あり等しく人格として自己を実現する本源の権利を有するとの共通の認識が、
その基礎をなす。こうして社会的正義はまず、かかる本源の権利、したがって
人格としての自己実現の可能性を各人に等しく保障すべきことを要求するもの
となる。この意味においてそれは、人々の同権的な取扱い、すなわち Gleich-
berechtigung を命ずるものともいえるであろう。ところで人が人格たるのはそ
の理性的本性に根ざし、このことによって人はまた自由の行為主体となる。だ
から正義はまた、各人にたいして各人に当然帰属すべき自由を保障し、同時に
人間共同体に秩序を保障することを旨とするものともいえる。²⁴

ところが、再び Darendorf の言葉をかりるなら、人々は現実にまさに「自
由でありうるその点に関しておのずから不等である」。人はすべて Rang der
menschlichen Existenz においては平等であるが、Weise der menschlichen
Existenz においては本来不等だからである。²⁵ 人は人格たるその地位において
は平等だが、まさに人格として自律的に自己を実現するかぎり、その実現の仕

22 Weddigen: Gerechtigkeit, a. a. O., S. 110.

23 R. Darendorf: Reflektionen über Freiheit und Gleichheit. in: *Hamburger Jahrbuch für Wirtschafts- und Gesellschaftspolitik*, 4. Jahr, 1959, S. 65.

24 これに関連し、消極的な自由概念をとり、かつ正義というより法一般についてのべたものであるが、I. Kant の言葉が想起される。「生得の権利はただ一つである。自由——一般原則にしたがって他の者の自由と共存しうる限りにおいての自由——が、その人間性のゆえに各人に帰属する唯一の本源の権利である」。「法とは、ある者の恣意が他のものの恣意と、自由の一般原則にしたがって調和せられるようにする諸条件の総体概念である」。(Kant: *Einleitung in die Rechtslehre*, Ges. W. Pr. Akad. d. W. Bd. VI, S. 230, 237. zitiert bei Messner: *Naturrecht*, S. 198.)

25 Darendorf: Reflektionen, a. a. O., S. 65.

方は当然不等となるというのである。この不等をもたらす自然的要因としては通常二様のものが指摘される。第一に精神的身体的な資質や能力についての個人差。このことは最近ではよく生物学的にも強調されるが、²⁶もともと個性ないし個別的本性の問題として古くから注目されてきたところであり、この意味でなら「人間本性の多様性は human species の最も顕著な事実の一つ」²⁷ともいえる。第二に各人の社会的な地位と機能の差異。このこともまた古来強調されてきたところであり、人間に不可避な社会生活が必然に分業の体系となることからくる自然的要因である。そしてこれら二様の要因は相互関連をもって考えられるのが普通である。分業と協働の体系は成員の地位と機能の不等多様性を前提として成立し、人々の不等性とその相互補完の必須性とが人々に社会協働を必然化し人々をそれへと義務づけるものだからである。これらの点からするならば、人間に平等性などはありえず、「もしもわれわれが人々を平等に取扱おうとすれば結果は必ず人々の現実状況に不等をもたらすはずであり、人々をある平等な地位におく唯一の道は人々を差別して取扱うことである」²⁸といったことにもなるだろう。本性上不等なものを平等に取扱うのはかえって不平等となるからである。こうしてここでは正義の平等原則は、能力・犠牲・貢献などに応じての比例的均等のかたちをとる。従来とも法律的正義やとくに分配の正義において注目されてきた平等原則であるが、かかる平等原則はまた当然、人々の生活現実における差異を結果してくることにもなる。だとすれば、社会的平等は生活の斉一性や画一性とは全く別のものとなり、不等性と多様性を内にふくむものとなる。「各人に彼のものを」jedem das Seine ということは、「各人に同じものを」jedem das Gleiche ということではない。²⁹人格としての万人の平等の承認を基礎におく Gleichberechtigung はこうして、生活現実の Gleichung

26 例えば、J. B. S. Haldane: *Heredity and Polics*, 1943, p. 13 ff.; Vgl. Messner: *Naturrecht*, S. 391.

27 Hayek: *Constitution*, p. 86.

28 Hayek: *Constitution*, p. 87.

29 Messner: *Naturrecht*, S. 393.

とは決して同じものではありえないことになる。前者は人格としての人間の自己実現の可能性あるいは条件に関係し、後者は現実の自己実現もしくは生活形成の仕方にかかわってくる。それゆえ、一は人間の自由の可能性を保証するが、他はいつでもこれに敵対してくる危険をもつ。各人が自由であるかぎり、その自己実現のしかたは常に不等となるはずだからである。³⁰

社会的正義に関係する人間本性の平等・不等の両要因はまたしばしば、社会生活の動態にかかわって問題となる。まず人間の自己実現は必ず社会協働に、社会協働の共同成果は大きく人人の努力に依存し、各人おのおのにその資質を伸ばすことができればできるほどこの共同効果もまた伸長する。ところが生活現実の平等化は、人格たる人間の自由に対立してくるだけでなく人々の努力への誘因も減殺する。こうした面からもよく、能力や貢献に応じての配分の正義が理由づけられる。他方、各人にそれぞれ人間としての自己実現を可能ならしめることを本源の意味とする社会協働において、人々の間の差異の集積は、この可能性を危険にするだけでなく人々の連帯性にも対立してくる。この面からしてもよく、各人への自己実現の諸条件の平等の保証が理由づけられてくる。いずれにせよ「共同善の秩序 Gemeinwohlordnung は不断の発展のうち存し」「本質的に動的発展の秩序」でなければならず、それは「比例関係の断えざる更新のもとにおいて始めて現実化される」³¹。

Ⅲ 社会経済協働と正義

社会的正義は狭義にはなによりも社会経済協働にかかわるものであることは、始めに見た。いまこの角度から問題の諸相を見てみよう。

30 この意味において、またこの意味においてのみ、Hayekの支持するWilliamsの次の確定も承認さるべきであろう。「一見デモクラシーと合するかに見える、広く支持された人間本性のuniformityの理論は、しばしば、自由や個人の尊厳性の根本理想そのものを危くし、われわれの知るがごとく、生命をば無意味なものにしてしまう」。(R. T. Williams: *Free and Unequal. The Biological Basis of Individual Liberty*, University of Texas Press, 1953, p. 152, quoted by Hayek, *Constitution*, p. 87.)

31 Messner: *Naturrecht*, S. 167.

機会の均等 正義が一般に「各人に各人のものを」与うべきことを命ずる規範だとすれば、それは結局は配分にかかわって問題となるといえよう。だが社会経済についてみても、正義は単に所得分配だけではなくて機能の配分にも、さらには社会経済活動の枠条件の配分にも関係してくる。G. Weisserがその「分配政策」を広く *Verteilung der Lebenslagen* に関係づけるときも、そうした総括的な意味においてである。³²ところで最後の「枠条件」にむけられる経済政策は、最近よく経済過程に対する政策と区別して *Ordnungspolitik* と称せられる。そこでこれに従い問題をわけて考えるなら、まずこの経済秩序政策に関して支配すべき正義原則は、既述のところからして、人格としての各人の自己実現への可能性の平等の原則、あるいは人格たる人間の地位の平等の承認に基礎をおく *Gleichberechtigung* の原則となるだろう。機会の均等 *Chancengleichheit* といわれ出発条件の平等 *Startsgleichheit* といわれてきたのがそれにあたる。

i. これについてはまず、人間生活、したがって社会経済の形成にも不可欠な、それゆえにまたそれに服することも自然的に要求される、政治権威との関係においての各人の機会の均等があげられる。「法の前での平等」や政治的意志形成への参加の機会の平等がそれに属する。これらはいうまでもなく、市民的自由権の保障要求に対応し、恣意的な政治権力支配からの自由の条件をなす。

ii 機会の均等はまた、政治的なものと区別された社会的な条件にも関係し、ここではおよそ三様のものが考えられる。第一に、人々がそれを通して始めて自己実現を期待できる社会協働への参加の機会の均等。 *Recht auf Arbeit* の意味での労働権の保障の別の表現であり、完全雇用の政策目標のうちにも含まれる正義の要請である。ここではまた教育の機会均等といったことも問題とすることができよう。第二に、協働体系内での水平的・垂直的な移動・昇進の機会や、³³(政治的ではなく社会的な) 協働規制への参加の機会の均等。後者は経

32 G. Weisser: Grundsätze der Verteilungspolitik. in: *Grundsatzfragen der Wirtschaftsordnung*, hersg. von E. Kosiol und A. Paulsen, Berlin 1953, bes. S. 44, 60.

33 この点は例えば Messner などのとくに強調するところであり、彼は社会的平等について、第一に「法の前での平等」、第二に社会的産物の分配における「比例的均等」を指摘し、第三に、しか

営参加・共同決定あるいは協同調整などに関連して比較的新しく注目されてきたものである。第三に、叙上の全てならびに次のべる物質条件とも不可分に関係するが、諸集団間の社会勢力の平衡も、社会的な機会の均等に関する正義の要請の一種ともなりうるだろう。³⁴ 独禁政策やいわゆる対抗力の理論がこの角度から取上げられることも少くない。だが従来とも総じて社会的正義の議論がとくに関心を払ってきたものの一つである。

iii 機会の均等の要請はさらに、直接人々の物質条件に関連して固有に経済的な領域にも入り込む。わけでも生存ならびに物財所有の機会の均等があげられる。生存権および（自然法的意味での）物財利用権を前提する。所有制度はそれらの社会的な実現手段ともいいうべく、それらの実現様式を左右する基本制度である。そしてこのばあい、人々の出発条件の面から考えられる限り、産出力ある財産の所有、ことにその相続がとくに重要問題となる。が、人々の自由や社会経済効率が考慮されるとき、問題は極めて複雑となる。いずれにせよ経済的条件に関する機会の均等はただちに共有制を正当化する根拠にはならない。それが思想史上おおむね平等の要求と結びついたのは確かだが、原理上両者の結びつきは必然ではない。各人への私有財産の実質的保証を求める一連の政策努力（このばあいには一般に集産ではなく分産の方向がとられる）も、自由とともに平等の要求に支えられる。そしてまた共有制と私有制とを問わず、いわゆる生活保障の原理には、かかる物質的な基礎条件に平等を求める正義の要請が存在する。

し平等の現実化には最も重要なものとして、この協働規制への参加の機会の均等を力説する。彼はいう。社会的平等の「われわれの概念はさらに、……共同の組織の管理にさいし共に責任をとり共に決定に参加することにおいての社会成員全ての平等を含む」。「社会的平等は、社会的組織の機能の統御に全てが直接同権的に協力することに基づいて始めて現実となりうる」と（*Naturrecht*, S. 392）。なお彼は、自由主義の平等は法の前での平等だけにとどまって「形式的」なものとなり、社会主義の平等は問題を専ら分配問題に集中して結局「機械的」なものとなり、ともにこの第三の平等を軽視して「抽象的」なものになった、と考える（*a. a. O.*, S. 394-96）。

34 W. Eucken は、所得分配が勢力的に決定されるときに経済的意味の正義が問題となると考えている。彼によれば、「所得高が稀少性の率に比例してはなしに勢力的地位に基づいて決定されるときにはじめて」「経済的意味における正義」が問題となる（*Grundätze der Wirtschaftspolitik*, Bern-Tübingen 1952, S. 316.）。

分配および交換の均等 社会経済の枠条件の整序，したがってまた経済秩序政策に関連して，以上のように機会均等をもって総括できる正義の諸要請が問題となるとすれば，日々の社会経済過程の整序，したがってまた主としてそれにむけられるいわゆる Ablaufpolitik に関係するものとして，分配ならびに交換における正義の均等原則が問題となる。

1) 分配さるべき社会的生産物が社会経済協働を通して産出されるのであるかぎり，分配問題は当然，社会的生産物の分配（所得分配）だけでなく生産的労働の配分（機能分配）をもふくむ。つまり分受は分労を予定する。そして両者をふくめて分配の正義は，通常その分配基準に関して二種の原則のものにわけられる。既述のごとく貢献原則 Leistungsprinzip と必要原則 Bedarfsprinzip とがそれである。

i 古来狭義に「分配の正義」と称せられてきたのは前者の原則に則るそれである。ここではおのおのの働き・努力・犠牲あるいは貢献といったものが社会的生産物の分配基準となるが，同時に各人の能力に応じての生産的機能の配分が予定される。こうしてこの準則はよく，「各人からその能力に応じ，各人³⁵にその貢献に応じて」という標語をもって示される。つまりここでは，各人の能力が機能分配の，各人の貢献度が所得分配の基準となっていずれにおいても比例的均等が支配し，かつ両者が不可分に結合することによって，それぞれに一定の能力をもつ各人が現実になした努力や犠牲，つまりはその人のメリットも比例的に報いられることになる，と考えられる。したがってまたここでは，機能分配と所得分配，所得分配においても生産的貢献度と報酬といったように，分配面はどこまでも生産面と相即し，各人の生産的努力への誘因もおのずから存在して，この準則はまた各人の能率と社会経済生産性の伸長，つまりは発展の契機をもともに含みうるものともなる。だがそれは，少くとも時点を画して見るかぎり，労働能力を欠く（それをまだ持たない，あるいはすでに失った）

35 1936年のソ連憲法に明示されるこの原則は，近代においては“A chacun selon ses capacités, et à chaque capacité selon ses oeuvres”という A. Comte の倫理準則のうちに定式化されたものといわれる。Cf. Surányi-Unger: *Comparative Economic Systems*, p. 42.

人々への分配の必然性は原理上これを蔽いえないことになる。そのためには、基本的な物質条件の保障についての既述の平等原則をもって補われねばならないだろう。³⁶ともあれこれをもってしても、貢献原則はそれだけでは、それがいわゆる不労所得の排除を正当化しようとしても、所詮は個人能力に基礎をおくものであって人々の連帯性や同胞性と対立してくる危険を有すべきことは、明らかだろう。

ii これにたいし必要原則に則る分配は、各人の需要ないし必要度を分配基準とし、したがってまた労働能力のあるなしにかかわらず社会成員の全てを蔽い基本的な物質条件の平等保証の原則も含みうる。消費面からする所得分配の原則である。そしてこれに対応する機能分配はここでも各人の能力が基準となるが常である。こうしてこの準則はよく、「各人からその能力に応じ、各人にその必要に応じて」という標語をもって示される。³⁷つまりここでも能力および必要に応じての一定の比例的均等が考えられる。だがここでは、所得分配は機能分配と、分配面は生産面と必然の関連をもたず、論理上、ゼロの能力の人々も含み社会的生産物を産出するにあたっての人々の努力や犠牲は無視される。個人的能力や貢献度ではなしに社会成員全ての連帯性や同胞性に対応する準則であり、正義の原則というよりはむしろ愛の原則の性質を濃厚にもつ。だからまたこの原則の完全な支配の想定は、人間生活につきまとう物財の相対的稀少性という根本事実に対立するのでなければ、「できるだけ少く取りできるだけ多くを与える」³⁸隣人愛や、「報酬をあてにすることなく」「働くこと自体が第一の生活

36 Weisser: Verteilungspolitik, a. a. O., S. 64. さらにこの場合の準則として Weisser は次のようにつけ加えている。「それらの(労働能力を欠く)人人に帰属すべき分前の下限は、そのとき *soziales Existenzminimum* によって決定される。上限については、働かない人人が彼らの働いたときと同じもの、ないしはそれ以上のものを受取るならば、それが現に働いている人人の労働意欲にたいしこれを減殺する作用を及ぼす、ということの考慮が決定的に重要である」と。

37 この標語も近代においては Saint-Simonist の倫理準則として成立したといわれ(Cf. Hobbson, *Economics*, p. 220), 『ゴータ綱領批判』に明記されたものとして著名であるが、それがなかんづく共産主義思想とともに古代にまで遡り、今日でも共産主義の究極理想として掲げられているものであることは、周知のごとくである。だが、例えば物資配給や家族給などの場合にみられるごとく、それは部分的にせよ私有制社会でもしばしば支配する原則でもある。

38 Weddington: Gerechtigkeit, a. a. O., S. 116, 120.

欲求となる」ような高度に共同体的な精神態度が完全³⁹に支配することを予想せざるをえない。もっとも精神的な褒賞制による補完は考えられるにしても、この準則はそれ自体としては各人の生産的努力への誘因を含まない。必要原則はこうして貢献原則とは逆に、人間全ての連帯性を基礎にして立つにしても、一般にはいつでも、財の相対的稀少性の現実、あるいはそれゆえに求められる発展的な社会経済生産性の要求に対立してくる危険をもつ。現実はこちら二つの原則を共に要求する。のちに再言しよう。

2) 市場経済体系においては分配もまた市場交換を通しておこなわれるが、この結合は体制をこえる必然ではなく、交換の正義はまた従来とも分配の正義と区別されてきた。まず交換関係は全体と個ではなく個と個の間に成立し、そこに支配すべき正義の原則はいわゆる等価原則 Äquivalenzprinzip である。交換される財の価値においての均等である。この価値の性質ないし実体は古くから客観的にも主観的にも捉えられて説明は各様だが、⁴⁰その価値比率はある共通の尺度をもって量化される。量化されねば交換は成立たない。こうして等価原則は等量原則に転化され、いわゆる算術的均等の原則にしたがって均等関係の厳格な実現が求められる。交換の正義がしばしば strenge Gerechtigkeit、あるいはとくに ausgleichende Gerechtigkeit といわれてきたのも、そのためである。法律的には交換の正義にかかわる諸権利は主として契約に基づいて成立し、かくて獲得される権利の（等量原則に従っての）厳格な実現もしくは補償が求められることになる。このためそれはまたしばしば Vertragsgerechtigkeit ともよばれる。いずれにせよ交換の正義にあつては、交換される、もしくは交換

39 W. I. Lenin: *Ausgewählte Werke*, Bd. II, Moskau 1947, S. 666.; K. Marx: *Kritik des Gothaer Programmes*, Neudruck, Berlin 1946, S. 19, zitiert bei J. Höffner: *Die Funktionen des Privateigentums in der freien Welt*. in: *Wirtschaftsfragen der freien Welt*, Frankfurt a. M. 1957, S. 121 f.

40 この価値を例えば費用や労働に関係づけて客観的に説明する方法も、例えば交換当事者双方のうける利益 *lucrum* に結びつけて主観的に説明する方法も、すでに中世にはいずれもかなり広く発達していた。後者のばあいには、等価交換は、当事者双方がそれぞれ反対給付財と給付財とに与える主観的評価の差額の均等として説明された。 Vgl. E. Schreber: *Die volkswirtschaftlichen Anschauungen des Scholastik seit Thomas v. Aquin*, Jena 1913.

されんとするその財の価値だけが問題となる。当の財を交換する、もしくは「交換せんとするその人は問題とはならないし、また問題とすることはできない」⁴¹。分配の正義と区別される第二の、しかしわれわれにとって決定的に重要な点もここにある。分配の正義、ことに貢献原則に則るそれにおいても結局は各人の生産的貢献のその価値に応じての報酬が問題となるかぎり、それだけをみればここでも等価原則を考えうように思われるが、ここでは本来各人の能力や犠牲やメリットなど、要するにその人の事情がともに配慮される。交換の正義にあっては、それらが各人においていかに不等であろうともそれは全く慮外におかれ、ただ交換に提出される財の価値だけが問題となる。この意味において交換の正義は、sachlich な正義であり非情の正義である。こうして分配もまた交換を通しておこなわれる市場経済体系においては、その分配は *personelle Verteilung* というよりまずもって *funktionelle Verteilung* の性質をもつことにもなる。⁴² 比較体制論ないし経済秩序政策論において重要となるのはこれらの点であり、Weddingen の強調したように自由市場経済において交換の正義が優位してくる理由も一半はすでに明らかなことであろう。

Ⅳ 正義と自由

自由に各種の自由があるように、正義や平等も各様である。それらがどのように結びあうかは体制の問題である。以上によっても、始めにあげた体制比較ないし比較評価に関する諸家の見解になんらかの吟味を加えうると考えるが、いまはそれに立入りがたい。叙上の総括をもかね、おもに正義と自由の観点からなお二・三の基本点を附言することをもって結びにかえたい。

1) 「各人に各人のものを」与える正義は、つねになんらかの保障を命じ社会諸関係の整序を目ざす。ところで整序はまたなんらかの拘束を意味するから、もしも自由が「……からの自由」として消極的にのみ扱えられるならば、それ

41 Welty: *Sozialkatechismus*, I, S. 245.

42 Weisser: *Grundsätze, a. a. O.*, S. 62.

は正義の諸要請にも対立してくるだろう。自由と安定、発展と保障といった対置のうちにも、そうした対立が含まれることも少くない。自由を取扱った前稿でもその面から附言したことだが、両者が内的に統一されうるためには、自由はどうしても「……への自由」、結局は人格たる人間の自己実現への自由として積極的に把えられ、社会的正義は既述のごとく、結局は人格として平等な各人への自己実現の権利の保証、したがってまたそこに要求される平等化は *Gleichberechtigung* の意味での平等化と解されねばならないだろう。自由と対立してくるのは生活現実の過度の *Gleichung* の要求である。こうして自由とともに社会的正義は、超人の倫理に敵対すると同様に平等主義の倫理とも相容れないことになる。また、純粋に消極的な自由理念を背景にもつレッセ・フェールの自由競争が自由のパラドックスに陥るように、もともとその抑圧からの自由の要求に発した平等主義の推進はこんどは平等化のパラドックスに傾く、ともいいえよう。問題はまず、各人への自己実現の機会の均等の保障であって、人々の生活現実の平等化ではない。そうして「各人に各人のものを」ということが「各人に同じものを」ということではなかったように、この機会の均等の保障ということは、現実には「同じ期待 *the same expects* が全ての人に保障されねばならないということと同義ではない」⁴³。

2) 各人の自己実現に自由が要求されるかぎり、出発条件ないし自己実現の機会においてどんなに平等であろうとも、その自己実現の仕方は各人において多様にして平等となるべきことはすでに見た。生活過程、したがってまた社会経済過程を律すべき分配および交換の正義に即してみてもそうである。交換の正義はなるほど厳格な均等を命ずるものではあるが、それは本来、交換される財の価値だけに関することで、交換をなす各人のその不平等な諸事情とはなんらかのかわりも持たない。それに関係をもってくる分配の正義は、貢献・必要いずれの原則にたっても算術的な均等を命ずるものではない。だが分配に関するこれら二つの原則は、おのずから異った作用を有し結果を生む。これについて

43 Hayek: *Constitution*, p. 92.

は既に述べたが、いまして生活の動態にかかわらしめてそれを見てみよう。

まず、貢献に応じた分配を求める貢献原則は、なによりも所得の差別化を正当化する。だがこの差別化は、各人の現実生活条件の差別化をもたらして累積傾向をもち、そこに別の正義原則による規制がなければ、それは所得の財産化や富力の社会勢力化を通して、各人に平等たるべき出発条件、その意味での機会の均等をも危くするにいたる。また格差の拡大は社会勢力抗争、そうでなければ労働意欲の鈍化も招来する。こうして、それ自体としては刺激誘因と発展の契機をもみずからに含む貢献原則も、その作用の動態についてみれば正当化の根拠を失ってくることも少なくない。⁴⁴これにたいして必要原則は、完全な均分ではありえないにしても、少なくとも貢献原則に比すれば、所得の差別化よりもまず平準化を正当化することになる。差別化の累積にたいして不断の平準化を理由づけることができる。だが既述のごとく、各人の努力や貢献度と必然の関連を持たずそれ自体としては刺激誘因を内に含まないこの分配原則の支配は、そこに正義の他の諸原則による補完、ないしは高度にして持続的な共同体意欲の裏うちがないかぎり、普通であれば社会経済効率の伸長を阻害して「万人に平等の比例的貧困を来す」危険をもつ。⁴⁵またこの原則の完全な支配を想定しても、つねに個性的に自己実現を要求する人間生命にとって「完全な平等は完全に退屈」⁴⁶となり、個性と人格性は同じ人間の両面であるかぎり、ひいては人格たる各人の生命力の涸渇にも導くであろう。

こうして一般には、Boulding とともに、貢献原則は community を否定し必要原則は scarcity に対立すると、あるいは Pütz とともに、前者の絶対化は Gemeinschaft を危くし後者のそれは Persönlichkeit を害すると、いいうることになるだろう。⁴⁷総じて自由主義では貢献原則による分配が求められ、⁴⁸

44 この意味において Surányi-Unger は、貢献原則は static には正当化されるが dynamic には正当化されえない、と考える。Cf. *Comparative Economic Systems*, p. 142-43.

45 Messner: *Naturrecht*, S. 396.

46 Boulding: *Principles*, p. 94.

47 Boulding: *Principles*, p. 89; Pütz: *Die gerechte Einkommensverteilung*, a. a. O., S. 634, 637.

社会主義では必要原則の完全支配が未来に期待されるが、現実にはいずれも他の原則の導入を余儀なくされてきた。再び Boulding の言葉をかりていえば、どちらかの原則の絶対化ではなくてどこか「中間の点、祝福さるべきアリストテレス的中庸の点が最適点といえよう」。もちろん「そのことと、その点を見つけることとは全く別問題である」⁴⁹。だが、問題はもはや決してあれかこれかの問題ではありえないということも、同様に全く明らかなことであろう。両原則のなんらかの混合が現実であるというだけでなく、より適切な統合の追求されていることも事実である。そしてこのことは、正義一般に関連して言及したごとく、結局は人間の平等と不等に基礎をおき必ず発展的となるべき社会経済協働の現実にかかわって生じてくる、それ自体また一つの社会的正義の要請である。動態的均衡の準測ともいえよう。⁵⁰

3) 「最適点」を見つけることの困難は、正義の諸準則が依拠すべきその基準に可測性の欠けていることからくる。厳格な正義とよばれる交換の正義からが、比率はまだしも実質は把えがたい交換財の価値を基準にする。その価値の実質の把えがたさは、経済学における価値論の困惑がそれを証している。各人の貢献度や必要度や能力などに準拠する分配の正義においては、困難ははるかに深まる。交換される財も今日では殆どが社会的に生産されるものであるかぎり、経済価値論の困惑はすでに、社会的価値生産への個々の貢献度の測定の困

48 ネオ・リベラリステンがしばしば掲げる Leistungswettbewerb の政策も、正義の原則たるこの貢献原則の有効な実現のための枠条件の整備を意図する経済秩序政策にほかならない。Vgl. H. Ohm: Definitionen des Leistungswettbewerbs und ihre Verwendungsfähigkeit für die praktische Wirtschaftspolitik; B. Röper: Zur Verwirklichung des Leistungswettbewerbs, in: *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, N. F., Bd. 18, 1960.

49 Boulding: *Principles*, p. 94.

50 いくらか違った意味においてであるが、Surányi-Unger は “dynamic social equilibrium” という表現を用いる。彼によれば、「各人にその貢献に応じて」という貢献原則は「人間社会の発展と自然有機体の発育との、問題ある類比から導かれた static social equilibrium の要請原則」であり、それに対してこの dynamic social equilibrium の要請原則は、貢献原則とは異って、「最も無能の社会成員には “more than proportional” rewards を、最も有能な社会成員には “less than proportional” rewards を」という原則となる。(Comparative Economic Systems, p. 143.)

難をも物語っている。各人の必要度の測定の至難なことは、効用の個人間比較の問題として証明済みであり、最も客観化可能と見える生存必需財にしても、その具体的内容は定まりがたい。貢献原則による所得分配で考慮される各人の能力は、その貢献度と結んで結局は各人の犠牲やメリットの問題となるが、すでに貢献度の評価が至難なうえに、各人の能力がどのていど生得の資質、どのていど環境に由来するものか、したがって現実の能力や貢献度のうちどの程度がその人自身の真のメリットに属するものか、といったことになると、その厳格な測定は明らかに人間の能力を超える。加えて問題は決して静態的ではなく、分配率の決定も必ず動態的に配慮されねばならず、敍上の困難はさらに倍加する。こうしたところから、正義の闘争はよく力の闘争に終り、社会的正義の要求はしばしば「あらゆる激情のなかでも最も反社会的」(J. S. Mill) な嫉妬⁵¹ envy の感情を「蔽いかくす外被」ともなる。

これらのことはまた正義と自由の現実問題に密接な関係をもつ。Hayek が、分配の正義を目標とする政策は必ず強制の体制を結果し自由体制の敵対物となると考えたのも、そうした正義基準の可測性の問題に由来する。論旨はかつての計画経済不可能論のそれに通ずるが、このばあい彼は、他者によって評価されるある者の働きの value とその人自身の努力の merit とを峻別してこう考える。各人の犠牲や努力、したがってまたそのメリットに応じての分配を求める要求は、たしかに人間に自然の要求ではあるが、しかし人間に及びもつかぬ巨大な前提のうえにたっている。つまり各人各様の才能や機会や環境、それらの利用に払った各人の努力など、要するに各人の行為を導く諸要因の悉くを確定することができ、またできる人が存在している、といったことを前提している。これは不可能な前提である。だから分配の正義の実現を試みても、それは「実行可能」なことではない。のみならず「欲ましき」ことでもない。敢てそれを企てるや結果は必ず恣意的な強制となるだろうからである。自由体制と両立しうる平等は「法の前での平等」だけであって、分配は市場のメカニズムに

51 Hayek: *Constitution*, p. 93.

委ねることをもって満足しなければならない。——これが Hayek の論旨であ
⁵²
 る。中央管理経済だけでなく混合経済の合理的可能性も否定する二者択一的な
 彼の体制論がそこに伏在する。

たしかに、必要に応じての分配政策は分配計画に従っての計画消費に終り、
 貢献に応じての分配政策は生産計画に従ってのノルマ労働になる傾向は否定し
 がたい。だがこのことは、法の前での平等を唯一の平等原則とした自由市場経
 済だけを選ぶ理由にはならないだろう。法の前での平等はそれが自由主義的な
 生立ちをもつからといって決して否定されてはならないだろうが、自由主義は
 もともと「それをもって各人に平等な社会的経済的機会も与えられるというフ
⁵³
 ィクション」から出発したものである。市場の評価が正義基準の不可測性に
 ともなう諸困難を克服する最も有力な手段の一つであることは動かしえないが、
 市場メカニズムが有効に機能するとしても、そこに作用する需要は有効需要だ
 けで絶対需要ではなく、そこで報いられる各人の貢献はその人の努力のメリッ
 トとは無関係の市場の評価に基づくものであり、そこで評価される各人の貢献
 度の高低はそれがどの程度その人自身の責に起因するかといったことは全く
 かかわりをもたない。市場の論理は冷酷な論理であり、そこに支配すべき交換
 の正義は、もともと物だけに關係して人にかかわらない非情の正義である。む
 ろん Hayek もこれらを見做しているわけではなく、市場に委ねることをもっ
 て甘じなければならないと彼の考えるのもそのためである。だが基準の不可測
 性は、分配の正義を目ざす政策的配慮の放棄を正当化することになるだろう。か
 公正賃金、公正利潤、公正価格あるいは公正な課税など、市場経済体制におい
 ても人は現に分配の正義とともに配慮しているし、また配慮せざるをえない。
 企業経営においてこのことはさらに明らかとなる。個人間効用比較の問題につ
 いていわれたものではあるが、Boulding の次の言葉はここでも *mutatis mu-*
tandis に妥当するであろう。「経済学者たちは個人間比較の過程を単純に機械

52 Hayek: *Constitution*, p. 85, 100, 231-32.; ders: Gleichheit, Wert und Verdienst. in: *ORDO*, Bd. 10, 1958.

53 Klezl-Norberg: *Die geistigen Grundlagen*, S. 21.

的に説明することを投出してしまうにあたり、責任ある決定の問題からも身をひいてしまっているのである。それは彼らが経済政策の研究のすべてから身をひいてしまったにも等しい⁵⁴」。

が、以上に関連して最後に三つだけ加えておきたい。第一に、およそ倫理規範がそうであるように正義の諸準則も、本来 ordinal な性質を有するものであって cardinal に確定しつくすことはできないものであろう。第二に、各人の努力のメリットが物質的価値で償われねばならないというのは一つの立場にすぎないであろう。第三に、しかし物質的にせよ精神的にせよ正義はなんらかの均等原則にしたがっての保障を求めるものであり、しかもその基準は確定しつくすことができないものだとするれば、人間生活にはいつでも、正義を超えるなもの⁵⁵のかが、恐らくは愛の倫理が不可欠になるだろう。

——1964. 2. 20——

54 Boulding: *Principles*, p. 106.

55 Pütz: Die gerechte Einkommensverteilung, a. a. O., S. 639.; Klezl-Norberg: *Die geistigen Grundlagen*, S. 35.